

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q & A以降					文書名	問番号
認知症施策・地域介護 推進課、老人保健課、高 齢者支援課 (共通)	1	01 全サービス共通		1 人員	常勤換算方法により算定される 従業員の休暇等の取扱い	常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張 や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。	常勤換算方法とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事 業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数 に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」と は、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係る サービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む))として明確に位置づけら れている時間の合計数」である(居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等)。 以上から、非常勤の従業員の休暇や出張(以下「休暇等」)の時間は、サービス提供に従事 する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。 なお、常勤の従業員(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)におけ る勤務体制を定められている者をいう。)の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月 を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したもものとして取り扱うものとする。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	I